

法人名 医療法人福島整形外科クリニック
所在地 福岡市東区千早4丁目93-2-201号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 5年 6月30日現在)

1. 資 産 額	44,596,083 円
2. 負 債 額	4,123,306 円
3. 純 資 産 額	40,472,777 円

(内 訳) (単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	37,491,239
B 固 定 資 産	7,104,844
C 資 産 合 計 (A+B)	44,596,083
D 負 債 合 計	4,123,306
E 純 資 産 (C-D)	40,472,777

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地

(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物

(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人福島整形外科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 福岡市東区千早4丁目93-2-201号

貸 借 対 照 表

(令和 5年 6月30日 現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	37,491,239	I 流 動 負 債	4,123,306
II 固 定 資 産	7,104,844	負 債 合 計	4,123,306
1 有 形 固 定 資 産	4,983,972	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	3,000	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	2,117,872	I 利 益 剰 余 金	30,608,746
資 産 合 計	44,596,083	II 基 金	9,864,031
		純 資 産 合 計	40,472,777
		負債・純資産合計	44,596,083

法人名 医療法人福島整形外科クリニック
所在地 福岡市東区千早4丁目93-2-201号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 6月30日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本 来 業 務 事 業 損 益	
1 医 業 収 益	148,541,725
2 医 業 費 用	147,792,020
本 来 業 務 事 業 利 益	749,705
医 業 利 益	749,705
II 医 業 外 収 益	233,149
経 常 利 益	982,854
III 臨 時 収 益	130,000
税 引 前 当 期 純 利 益	1,112,854
法 人 税 等	269,500
当 期 純 利 益	843,354

事業報告書

(自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人福島整形外科クリニック
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
 ☒ その他
 ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 福岡市東区千早4丁目93-2-201号
 (主たる事務所)
 (従たる事務所)
- (3) 設立認可年月日 平成 22 年 3 月 9 日
- (4) 設立登記年月日 平成 22 年 4 月 6 日
- (5) 役員及び評議員

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	福島整形外科クリニック	福岡市東区千早4丁目93-2-201	0

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

(3) 収益業務 (社会医療法人が行うことができる業務)

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 8月26日 第13期決算の報告及び任期満了による理事及び監事改選
 及び第14期承認理事報酬の決定
 令和 5年 6月29日 第15期予算の決定決議

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) そ の 他

※医療法人整理番号

法人名 医療法人福島整形外科クリニック
所在地 福島市東区千早4丁目93-2-201号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との取引	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 の近親者が 代表である法人	(株)ジュノエスク (注1)	福島市早良区百 道浜4丁目20-6	81,200	不動産賃貸 及び管理他	不動産賃貸	賃貸料の支 払	18,773	地代家賃	—
	同上			医療機器等 の売買	医療機器等 の売買	医療機器、備 品等の売買	296	買掛金	68

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 当法人理事長福島一彦の次男が代表取締役である法人

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との取引	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人福島整形外科クリニック

理事長 福島 一彦 殿

私は、医療法人福島整形外科クリニックの第14期（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月29日

医療法人福島整形外科クリニック

監事 津田 浩克

